

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1 歴史的風致形成建造物の指定方針等

(1) 歴史的風致形成建造物の指定方針

鎌倉市には、社寺境内に所在する重要文化財等とともに、歴史的風致を形成するうえで重要な要素となる歴史的建造物が市街地に点在している。このうち、重点区域内に所在し、歴史的風致の維持向上のため保全の措置を講ずる必要があると認められる建造物を、歴史まちづくり法の規定に基づく「歴史的風致形成建造物」として指定する。

歴史的風致形成建造物を今後も良好な状態で保全していくためには、当該建造物の修復や修景について、所有者や管理者等の理解と協力が欠かせないことから、その指定にあたっては、所有者や管理者等と協議を行い、同意を得るものとする。

なお、歴史的風致形成建造物の指定は、次の指定基準及び指定対象に基づくものとする。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定基準

歴史的風致を維持向上する上で重要な建造物であるとともに、次のいずれかに該当する建造物とする。

- ① 意匠・形態・技術性が優れている建造物
- ② 歴史性、希少性、地域的な固有性などの観点から価値の高い建造物
- ③ 外観が景観形成上重要な建造物

(3) 歴史的風致形成建造物の指定対象

指定対象は、次のいずれかに該当する建造物とする。

- ① 神奈川県文化財保護条例（昭和30年条例第13号）に基づく県指定文化財
- ② 鎌倉市文化財保護条例（平成17年条例第13号）に基づく市指定文化財
- ③ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく登録有形文化財
- ④ 景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観重要建造物
- ⑤ 鎌倉市都市景観条例（平成18年条例第16号）に基づく鎌倉市景観重要建築物等
- ⑥ その他、歴史的風致の維持向上に資すると認められる建造物で、市長が必要と認めたもの

(4) 歴史的風致形成建造物候補一覧

歴史的風致形成建造物の指定が想定される建造物は次のとおりである。

	名称	写真	所有者 (管理者)	所在地	備考
1	旧川喜多邸別邸 (旧和辻邸)	 写真7-1 旧川喜多邸別邸(旧和辻邸)	鎌倉市	雪ノ下 二丁目	景観重要 建造物
2	鎌倉国宝館	 写真7-2 鎌倉国宝館	鎌倉市	雪ノ下 二丁目	登録有形 文化財 ・ 歴史的風致 形成建造物
3	鎌倉文学館 (旧前田家別邸)	 写真7-3 鎌倉文学館(旧前田家別邸)	鎌倉市	長谷 一丁目	登録有形 文化財 ・ 景観重要 建築物等 ・ 歴史的風致 形成建造物
4	旧諸戸邸 (旧鎌倉市長谷子ども会館)	 写真7-4 旧諸戸邸 (旧鎌倉市長谷子ども会館)	鎌倉市	長谷 一丁目	登録有形 文化財 ・ 景観重要 建築物等 ・ 歴史的風致 形成建造物

5	旧華頂宮邸	 <p>写真7-5 旧華頂宮邸</p>	鎌倉市	浄明寺二丁目	登録有形文化財 ・ 景観重要建築物等 ・ 歴史的風致形成建造物
6	御成小学校旧講堂	 <p>写真7-6 御成小学校旧講堂</p>	鎌倉市	御成町	登録有形文化財 ・ 歴史的風致形成建造物
7	旧鎌倉図書館	 <p>写真7-7 旧鎌倉図書館</p>	鎌倉市	御成町	
8	扇湖山荘	 <p>写真7-8 扇湖山荘</p>	鎌倉市	鎌倉山一丁目	
9	吉屋信子記念館	 <p>写真7-9 吉屋信子記念館</p>	鎌倉市	長谷一丁目	登録有形文化財